

鴻巣市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

鴻巣市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年鴻巣市条例第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「経理責任者氏名 ㊟」を
「経理責任者氏名
（署名又は記名押印）」に改める。

様式第2号中「代表者氏名 ㊟」を
「代表者氏名
（署名又は記名押印）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にあるこの条例による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。